

反競争的行為と超競争的行為 の境界線

—米国 FTC v. Qualcomm 控訴審
Case No.19-16122 (9th Cir. 2020)—



小林 和人^{*}，大和田 昭彦^{**}，小田 陽子^{**}

要 約

Qualcomm は、移動体通信モデムチップの研究開発力と堅牢な特許ポートフォリオを武器として、長きに渡りモデムチップおよび携帯電話の業界を席卷してきた。米国 FTC は、Qualcomm の「ノーライセンス、ノーチップス」ポリシーに基づくモデムチップの販売と特許ライセンスの一連の商慣行は競合チップメーカーおよび端末メーカーに対する反競争的行為であるとして提訴した。一審の連邦地裁が FTC の主張を認める判決をしたところ、Qualcomm は控訴した。2020 年 8 月、第 9 巡回区控訴裁判所は、Qualcomm の商慣行は超競争的であっても反競争的ではないと判示し、Qualcomm の商慣行が競争法に違反するとした地裁の判決は誤りであるとして破棄した。本稿では FTC v. Qualcomm 控訴審判決の全貌について説明する。

目次

1. はじめに
2. 事件の経緯
 2. 1 Qualcomm の行為
 2. 2 ライバルや顧客の不満
 2. 3 地裁の判断
3. 控訴審での争点
 3. 1 裁判所における検討のフレームワーク
 3. 2 競合チップメーカーにライセンスする競争法上の義務の検討
 3. 3 高額なロイヤリティについての検討
 3. 4 「ノーライセンス、ノーチップス」ポリシーについての検討
 3. 5 Apple との「独占契約」についての検討
4. 判決
5. おわりに

ライセンス、ノーチップス」ポリシーに基づくモデムチップの販売と特許ライセンスにおける一連の商慣行は、競合チップメーカーおよび端末メーカーに対する反競争的行為であるとしてカリフォルニア州北部地区サンノゼ連邦地裁（以下、「地裁」）に提訴した。2019 年 5 月 21 日に地裁は FTC の主張を認める判決をしたところ、同年 7 月 8 日に Qualcomm は控訴した。2020 年 8 月 11 日、第 9 巡回区控訴裁判所の 3 人の裁判官による合議体は、Qualcomm の商慣行は超競争的であっても反競争的ではないと判示し、Qualcomm の商慣行が競争法（シャーマン法および FTC 法）に違反するとした地裁の判決は誤りであるとして破棄した。本稿では FTC v. Qualcomm 控訴審の判決の全貌について説明する。

2. 事件の経緯

2. 1 Qualcomm の行為

(1) 沿革および標準化活動

Qualcomm は米国カリフォルニア州サンディエゴに本社をおく。1985 年創業の自他ともに認める世界

1. はじめに

Qualcomm は、移動体通信モデムチップ（以下、「モデムチップ」）の研究開発力と堅牢な特許ポートフォリオを武器として、長きに渡りモデムチップおよびモデムチップが利用される携帯電話の業界を席卷してきた。米国連邦取引委員会（Federal Trade Commission, 以下、「FTC」）は、Qualcomm の「ノー

^{*} 会員・次世代パテントプラットフォーム研究会, 東京工業大学

^{**} 会員・次世代パテントプラットフォーム研究会

有数の移動体通信技術の企業である。全世界で携帯電話等に使用される3G (CDMA (Code Division Multiple Access)), 4G (LTE (Long Term Evolution), LTE-Advanced) 等のモデムチップの開発と特許ライセンスのビジネスを展開している。

Qualcommは、過去数十年間にわたり、標準化団体において3G, 4G等の標準規格の策定に参加して技術革新に貢献するとともに、提案した標準規格を使用するに際して実施の避けられない標準必須特許(以下、「必須特許」)を積極的に出願・権利化して、堅牢な特許ポートフォリオの構築を進めてきた。標準化団体では、標準規格策定の会合に参加する企業等に、保有している特許が必須特許であると考えられる場合には、その必須特許を公正、合理的、非差別的な条件で誰にでもライセンスする意思があることを宣言させている(FRAND (Fair, Reasonable And Non-Discriminatory) 宣言)。QualcommもTIA (Telecommunication Industries Association) やATIS (Alliance for Telecommunications Industry Solutions) 等の標準化団体で携帯電話の通信技術の必須特許についてFRAND宣言をしていることから、FRAND宣言に基づくライセンスの義務を負っていた。FRAND宣言の法的性格を「第三者のためにする契約」とする立場からは、FRAND宣言者は実施者にライセンスする旨の標準化団体との「契約上の約束」をしたと理解される。

(2) モデムチップの開発

また、Qualcommは、保有する3G, 4G等の移動体通信技術に基づいてモデムチップを開発し、外部に製造を委託して販売を行ってきた。Qualcommは、必須特許ポートフォリオとモデム開発力との総合力において業界では際立った存在である。CDMAモデムチップ市場およびプレミアムLTEモデムチップ市場(以下、「モデムチップ市場」)での主な競合企業のMediaTek, HiSilicon, Samsung LSI, ST-Ericsson, VIA Telecom (Intelが2015年に買収)は、いずれもQualcommに匹敵する必須特許のポートフォリオを現在も過去も保有していない。また、Nokia, Ericsson, InterDigitalなどの企業は、Qualcommに匹敵する必須特許のポートフォリオを保有しているが、モデムチップ市場ではQualcommと競合していない。

Qualcommのモデムチップ事業は、ライセンス事業と同様に、大きな成功を収めてきた。2006年から

2016年まで、QualcommはCDMAモデムチップ市場でシェア90%以上の独占力を保持していた。また、2011年から2016年まで、プレミアムLTEモデムチップ市場ではシェア70%以上の独占力を保持していた。これらの期間、Qualcommはその独占力を利用して、そのモデムチップに独占価格を課してきた。しかし、2015年頃、IntelやMediaTekなどの競合チップメーカーが競争で挽回しだした。2017年から2018年の予測によれば、QualcommはCDMAモデムチップ市場で約79%のシェア、およびプレミアムLTEモデムチップ市場で64%のシェアを維持している。

(3) 特許ライセンス事業

Qualcommは、携帯電話の通信技術の必須特許、携帯電話の通信技術以外の必須特許、非必須特許の3つのカテゴリからなる特許ポートフォリオ(2018年3月時点で約14万件の特許出願と登録特許)を保有し、特許ポートフォリオ単位で携帯電話・スマートフォン等の端末メーカー(以下、「端末メーカー」)にライセンスして大きな利益を得てきた。その特許ライセンス事業は非常に収益性が高く、Qualcommの企業価値の約2/3に相当する。

Qualcommは、特許ポートフォリオを、サプライチェーンの上流にいる競合チップメーカーにはライセンスせず、下流にいる端末メーカーにだけライセンスし、そのロイヤリティは最終製品の販売価格をベースにしたレートとしている。この商慣行はQualcommに特有のものではなく、NokiaやEricssonのような特許権者も、Qualcommにならい、端末メーカーにライセンスする方が儲かると判断して下流でライセンスするスキームを構築するようになった。Qualcommを含めたこれらの企業は、端末メーカーに対してライセンスすることで、特許消尽(特許製品の最初の正規の販売によって、その製品に対する全ての特許権は効力を失う)の問題を回避しながら、特許技術の価値を最大限に活用することができる。なぜならば、Qualcommが仮に、保有する必須特許をサプライチェーンの上流にいる競合チップメーカーにライセンスすると、競合チップメーカーが彼らのモデムチップを端末メーカーに販売した時点で特許権が消尽する。そうすると、サプライチェーンの下流にいる端末メーカーは、競合モデムチップで実施されて既に消尽した特許の受け手になり、Qualcommの特許ライセンスに対価を支払う動機付けがなくなってしまうからであ

る。

(4) 競合チップメーカーとの契約

一方、競合チップメーカーも Qualcomm の多くの必須特許を実施せざるを得ない。そこで Qualcomm は、競合チップメーカーと「CDMA ASIC 契約」を締結して、Qualcomm が必須特許で権利主張しないことを約束し、その引き換えに、Qualcomm から必須特許のライセンスを受けていない端末メーカーに対してはモデムチップを販売しないことを競合チップメーカーに義務付けた。CDMA ASIC 契約は、法律上は特許侵害に関する免責条項 (patent-infringement indemnifications)、すなわち権利不主張条項として機能するが、実質的には Qualcomm の必須特許についてのロイヤリティフリーでの実施許諾に等しい (ただし、競合チップメーカーの顧客にはその効力は及ばない)。

また、この契約は、競合チップメーカーが端末メーカーへのモデムチップの供給状況を報告する義務を含んでおり、Qualcomm は端末メーカーとのライセンス交渉やロイヤリティ徴収において報告の内容を活用することができた。Qualcomm は、必須特許のライセンス契約をしない端末メーカーにはモデムチップの販売を拒否する、いわゆる「ノーライセンス、ノーチップス」ポリシーで、こうした取り組みを強化してきた。

すなわち端末メーカーは、モデムチップの購入先として Qualcomm またはその競合のチップメーカーを選択することができる。しかし Qualcomm からモデムチップを購入するには、先立って Qualcomm と特許ライセンス契約を結ぶことが必要であった。また、競合チップメーカーからモデムチップを購入するにも、Qualcomm のライセンスポリシーにより、Qualcomm からの特許ライセンスの直接取得を免れることはできなかった。

2. 2 ライバルや顧客の不満

Qualcomm は、特許ライセンスとモデムチップの事業により、移動体通信技術市場で中心的な地位を確立しているが、Qualcomm 自身は端末メーカーではない。つまり、Qualcomm は、消費者が購入する携帯電話などの最終製品を製造販売することはなく、Apple や Samsung のような端末メーカーとは競争法の観点から「競合」しない。これら端末メーカーは Qualcomm の顧客である (Samsung はモデムチップ

を外部調達するとともに、内製もしている。内製したモデムチップは一部の自社携帯電話に使用しているが、外販はしていないので Qualcomm とはモデムチップ市場で競合することはない)。

過去数十年間、Qualcomm が特許ライセンスとモデムチップの事業で成功を収め、モデムチップ市場でシェアを拡大するにつれ、顧客である端末メーカーや競合チップメーカーはその商慣行に不満を募らせてきた。その不満の内容は、Qualcomm による端末メーカーのみへのライセンス、競合チップメーカーへのライセンスの拒絶、高額な特許ライセンスのロイヤリティ、「ノーライセンス、ノーチップス」ポリシーであった。Qualcomm の顧客は、Qualcomm のモデムチップ価格を「てなずけ」ようと、仲裁の請求・交渉・チップメーカーを切り換えるとの脅し・訴訟等の活動と並行して、安価なモデムチップの代替品を探し続けてきたが、たいていの場合、Qualcomm と和解するか、あるいは特許ライセンスやモデムチップ供給について再契約する結果となった。

競合チップメーカーは、Qualcomm の商慣行、特にライセンス拒絶が、モデムチップ市場での端末メーカーの顧客基盤の開拓と維持のみならず市場参入を妨げ・遅延させ、さらにその成長を制限し、時には市場から撤退させていると主張した。競合チップメーカーらは、この行為は結果として反競争的であるだけでなく、標準化団体における FRAND 宣言によるライセンス義務に違反するものであると主張した。

また、2011 年と 2013 年に、Qualcomm は Apple と契約を結んだ。この契約に基づき、Apple が iPhone 用のモデムチップを Qualcomm のみから調達し、毎年一定量のチップを購入することを条件に、Qualcomm は購入奨励金として数十億ドルを Apple に提供した。Intel などの競合企業や、Intel を Qualcomm の代替チップメーカーとして使おうとしてきた Apple は、Qualcomm について、競合企業の競争を不能にしながらモデムチップ市場で独占を維持するための反競争的な商慣行を進めてきたと主張している。2014 年、Apple はこれらの契約を打ち切り、2016 年モデルの iPhone 用モデムチップを Intel から調達した。

2. 3 地裁の判断

2017 年 1 月、FTC は衡平法上の救済を求めて Qualcomm を地裁に提訴した。FTC は、Qualcomm

の相互に関連するポリシーと商慣行が、モデムチップ市場で競合チップメーカーを排除して競争を阻害しており、米国の競争法であるFTC法5条およびシャーマン法1条、2条に違反していると主張した。地裁はQualcommのライセンス慣行は、不当な取引制限(シャーマン法1条)であるとともに排除行為(シャーマン法2条)であると結論し、Qualcommの商慣行を禁止する恒久的差止命令を下した。地裁の判決は次の5つのエッセンスから構成されていた。

- (1) Qualcommの「ノーライセンス、ノーチップス」ポリシーは「端末メーカーに対する反競争的行為」と「特許ライセンス交渉における反競争的慣行」に達している。
- (2) Qualcommの競合チップメーカーへのライセンス拒絶は、FRAND宣言に対する違反であり競争法上の取引義務(シャーマン法2条)の違反である。
- (3) Qualcommの「モデムチップ市場で大きなシェアを奪う」Appleとの「独占契約」は、シャーマン法1条、2条に違反する。
- (4) Qualcommのロイヤリティは、特許の価値ではなく、市場シェアと端末価格に基づいて不適切に定められているため「不当に高い」。
- (5) Qualcommのロイヤリティは、同社の「ノーライセンス、ノーチップス」ポリシーと相まって、競合チップメーカーの販売に「人為的かつ反競争的な追加料金を課し」、「競合チップメーカーのモデムチップの実質的な価格を上昇させ」、結果として反競争的な排他性をもたらす。

地裁は、これらのポリシーおよび商慣行は、全体として、Qualcommの競合チップメーカーにとって乗り越えられない人為的な障壁を作り、競合チップメーカーの事業を多面的に攻撃することで、実力による競争を阻止し、消費者に損害を与える、と結論づけた。Qualcommは地裁の判決を不服として、第9巡回区控訴裁判所に控訴した。

3. 控訴審での争点

3.1 裁判所における検討のフレームワーク

第9巡回区控訴裁判所(以下、「裁判所」)は以下のように検討を進めた。地裁は、関連市場(relevant market)を「モデムチップ市場」と適正に定義した。関連市場とは、競争行為の判断の対象となる製品市場

(product market) および地域的市場(geographic market)である。ところが、Qualcommの商慣行とその反競争的な影響についての分析は、関連市場であるモデムチップ市場を超えて、それよりも大きな携帯電話市場にまで及んだ。つまりは、地裁の判決の多くは、端末メーカー(Qualcommの顧客であって競争相手ではない)に対する経済的弊害とその結果として消費者にもたらした高額な負担を考察したものであった。これらの弊害は、たとえ現実のものであっても、少なくとも直接的に、競争法における意味での「反競争的」ではない。なぜなら、これらの弊害は、「有効競争の領域(the area of effective competition)」で取引の制限または排他的行為をもたらすものではないからである。

関連市場の外部での反競争的な影響についての地裁の考察は、問題の構成方法にそのまま反映されている。例えば、地裁の「端末メーカーに対する反競争的行為とその結果生じた弊害」についての合理の原則(その行為の当不当の判断は、その行為が市場に与える具体的な反競争効果の有無によりケースバイケースで判断するという原則)の分析の大部分は、Qualcommの「ノーライセンス、ノーチップス」ポリシーを通じた「端末メーカーに対する反競争的行為」を詳細に説明している。ところが、地裁は反競争的弊害に関しては、Qualcommのロイヤリティが「競合チップメーカーのモデムチップに追加料金を課す」ことによって関連市場における自由で公正な競争が阻害される、という理論を示したが、その内容は十分なものではなかった。

さらに、地裁はこれらの分析を通して、意図的に、Qualcommのライセンス慣行(主に端末メーカーに影響を与えた)とモデムチップ販売に関する慣行(関連市場)とを区別しなかった。地裁はQualcommのさまざまな商慣行を、相互に関連し補強し合うものと位置付け、その反競争的効果を「複合的」かつ「循環的」と表現した。しかし、Qualcommの行為が相互に関連していたとしても、関連市場の外部にいる顧客や消費者への弊害は、競争法の範囲を超えている。

そこで、裁判所は、「端末メーカーを含めた携帯電話市場」ではなく、「モデムチップ市場」という関連市場でのQualcommの商慣行の影響に焦点を当てるために、争点を次のとおりに再整理し、個別に検討した。

・Qualcommには、モデムチップ市場で直接競合する

チップメーカーにライセンスする競争法上の義務があるか

- ・Qualcomm の高額なロイヤリティは、モデムチップ市場に対する反競争的行為か
- ・「ノーライセンス、ノーチップス」ポリシーは、モデムチップ市場に対する反競争的行為か
- ・Qualcomm の Apple との独占契約はモデムチップ市場に対する反競争的行為か

3. 2 競合チップメーカーにライセンスする競争法上の義務の検討

(1) Aspen Skiing 事件

これまで最高裁判所が繰り返し強調してきたように、競争相手が好む条件で取引する義務はない。シャーマン法を含む競争法は、競争者の保護ではなく、競争の保護のために制定されている。限定的な例外として競合他社への取引拒絶を違法と認定したが、Aspen Skiing Co. v. Aspen Highlands Skiing Corp. (米国, 最高裁, 1985 年) (以下, 「Aspen Skiing 事件」) である。Aspen Skiing 事件の概要は次のとおりである。

コロラド州アスペンスキー場の 4 つのスキー場のうち 3 つを被告 Aspen Skiing が経営し、4 番目のスキー場を原告 Aspen Highlands Skiing が経営していた。両社は長年にわたり業務提携を行い、全てのスキー場に入場できる共通リフト券を提供していた。共通リフト券の収益は、購入者が各スキー場を利用した割合に応じて両社で分配された。ところが、被告がその分配方法に不満を持ったことから両社の提携は決裂し、共通リフト券は廃止となった。その後、被告は自分の 3 つのスキー場だけの共通リフト券を販売した。また、原告は、4 番目のスキー場へのスキーパスと被告のスキー場への 1 日リフト券の引換券 (額面で払い戻し可能) からなる独自のパッケージを販売しようとした。しかし、被告はこの引換券の受け取りや原告へのリフト券の販売を拒否した。最高裁では、被告の共通リフト券の販売拒否は冷酷で略奪的な行為ではないとしても、ビジネス上の正当理由の主張もなく、スキーヤーが原告との取引に消極的になるような努力をしたとして、被告がスキーサービスの市場を独占していたという原告の主張を認めた。その後、Verizon v. Law Offices of Curtis V. Trinko (米国, 最高裁, 2004 年) (以下, 「Trinko 事件」) は、競争相手に協力する義務

はないとする原則の例外として、Aspen Skiing 事件の次の 3 つの反競争的行為となる要件を示し、Aspen Skiing 事件の例外を「シャーマン法 2 条の責任の限界またはそれに近い事例」とであると説明した。

Aspen 第 1 要件：その企業が自発的に行ってきた利益のある取引方法を一方的に終了させた、

Aspen 第 2 要件：短期的な利益を犠牲にして、競争を排除してより高い利益を長期的に得ることが、唯一考えられる根拠あるいは目的である、

Aspen 第 3 要件：取引拒絶には、被告が既存の市場で同様の状況にある他の顧客に既に販売している製品を含む。

その後、MetroNet 事件 (米国, 第 9 巡回区控訴裁, 2004 年) で Aspen Skiing 事件の 3 要件は反競争的行為の判断基準として確立された。

(2) Aspen Skiing 事件の要件の再検討

裁判所は次のように判断した。Qualcomm の競合チップメーカーへの消尽する必須特許ライセンスの提供の拒否が Aspen Skiing 事件の 3 要件を満たすという地裁の結論は、Qualcomm の商慣行と Aspen Skiing 事件での行為との重要な相違を無視しており、Aspen Skiing 事件の要件はまれな状況においてのみ適用されるべきであるという Trinko 事件の警告を無視している。

Aspen 第 1 要件については、地裁は、チップメーカーへのライセンスという従来の慣行に関して、Qualcomm は「自発的に行ってきた収益性の高い取引方法を終了させた」と誤った判断をした。地裁は、この判断の根拠として、唯一、チップメーカーへの 3% のロイヤリティのライセンスに関する Qualcomm の弁護士からの電子メールを採用した。しかし、この電子メールは 1999 年に送られたもので、Qualcomm が CDMA モデムチップ市場で独占力を獲得する 7 年前ものことである。また、Qualcomm は、競合チップメーカーに「消尽する」ライセンスを許諾したことはないと主張している。実際、1999 年の電子メールが示すように、チップメーカーとの有償ライセンス契約はチップメーカーの顧客には実施許諾しないことを明示した「消尽しない」ライセンス契約であった。

Qualcomm によると、同社は特許法の特許消尽論の発展に対応して、「消尽しない」ライセンス契約を主張し続けるのは困難になったと考え、停止した。つまりは、FTC は、Qualcomm がモデムチップ市場で

独占的な地位を得た 2006 年当時から現在までの間に、チップメーカーに対して、「消尽する」ライセンスを許諾したという証拠を（従ってライセンスを終了させたという証拠も）提示できておらず、Aspen 第 1 要件は立証されていない。

Aspen 第 2 要件については、Qualcomm がライセンス対象をチップメーカーから端末メーカーへ「切り替えた」理由は、「競争を排除してより高い利益を長期的に得るために短期的な利益を犠牲にする」ものではない。むしろ、Qualcomm は、特許消尽論の転換に対応するため、競争への影響にかかわらず、短期的にも長期的にも「ずっと儲かる」道を選択した。Qualcomm の目的は短期的にも長期的に利益を拡大することであるので、Aspen 第 2 要件は存在しない。

Aspen 第 3 要件については、地裁は、必須特許のライセンスに際して、Qualcomm が特定のチップメーカーをターゲットとして反競争的な扱いをしたという証拠を得られなかった。Aspen Skiing 事件では、被告は、リフト券を他の希望する買い手（他のスキー場を含む）には販売していたにもかかわらず、小規模の競合スキー場（原告）への販売を拒絶した。この拒絶は、その小規模の競争相手を廃業に追い込むことを目的としていた。Qualcomm は、端末メーカーへライセンスするポリシーをモデムチップ市場の全ての競合チップメーカーに対して平等に適用しており、これらの競合チップメーカーが Qualcomm の特許を実施していても、特許権の行使を控えている。むしろ、Qualcomm は、競合チップメーカーと「CDMA ASIC 契約」を締結することで、特許権侵害に対する免責（indemnifications）を提供している。すなわち Aspen Skiing 事件でスキーヤーにリフト券の販売を拒否しながらも、そのスキーヤーをリフトに無償で乗せるのと同じことである。このように、Qualcomm の端末メーカーに対するポリシーは「ノーライセンス、ノーチップス」であるが、競合チップメーカーに対するポリシーは「ノーライセンス、ノープロブレム」と説明できる。Qualcomm は、「ノーライセンス、ノープロブレム」ポリシーを全ての競合チップメーカーに平等に適用しているのであるから、Aspen 第 3 要件は満たされない。

Aspen Skiing 事件の 3 つの要件がいずれも存在しないことから、地裁が、Qualcomm が競合チップメーカーにライセンスする競争法上の義務を負っていると

判断したのは誤りである。裁判所は、Qualcomm の端末メーカーへライセンスするというポリシーは、斬新ではあるが、シャーマン法の反競争的な違反行為ではないと判断した。

（3）競合チップメーカーにライセンスする FRAND 宣言に基づく義務の検討

FTC は、Qualcomm は Aspen Skiing 事件に基づく競争法上の取引義務を負うとする地裁の判断の誤りを認めながらもなお、Qualcomm がシャーマン法 2 条に違反する反競争的行為を行っていたと主張した。その理由は、「Qualcomm は、標準化のプロセス（FRAND 宣言）の一環として、競合チップメーカーと取引するという自発的な契約上の約束を標準化団体としており（それ自体が正常な市場競争からの逸脱であるが）、Qualcomm による標準化団体における契約上の義務違反は、「競合チップメーカーの機会を損ない、実力による競争をしない点で、シャーマン法 2 条の基準を満たしている」からである。しかし、裁判所は FTC の主張を否定した。

たとえ、Qualcomm は標準化団体における FRAND 宣言に基づいて競合チップメーカーにライセンスする義務を負うとした地裁の判断が正しいとしても、FTC は、Qualcomm の FRAND 宣言によるライセンス義務違反がどのように競合チップメーカーの機会を損なったかを十分に説明していない。この義務違反は「Qualcomm による競合チップメーカーの顧客からの追加料金の徴収を容易にする」ものであると FTC は主張する。しかし、これは、競合チップメーカーではなく、端末メーカーへの独特な商慣行・ライセンスロイヤリティでありその弊害の主張である。Qualcomm のロイヤリティは「チップメーカー・ニュートラル」で、Qualcomm は全ての端末メーカーからロイヤリティを徴収しているのであって、「競合チップメーカーの顧客」だけから徴収しているのではない。

FTC は、Qualcomm の FRAND 宣言によるライセンス義務違反は、関連市場への「参入や投資を阻止すること」によって競合チップメーカーに直接的に影響を与えると主張する。しかし、この主張は Qualcomm の「CDMA ASIC 契約」の特許侵害の免責の条項が、事実上のライセンスとして機能し（「ノーライセンス、ノープロブレム」）、競合チップメーカーはモデムチップを下流にいる端末メーカーに販売する前に、Qualcomm の必須特許の実施を無償で許可されてい

ることを無視したものである（ただし、特許実施許諾の効力と特許侵害の免責の効力とは法律上厳密には異なる）。さらに、シャーマン法2条違反を証明するには、単に競争者に対する弊害を特定するのではなく、競争自体に対する弊害を特定する必要があるが、FTCはそのような弊害を特定できていない。

端末メーカーへのライセンスは、モデムチップ市場での実力による一層の競争を促進しないというFTCの結論は、2015～2016年にMediaTekとIntelが市場に参入した事実によって否定される。さらに、端末メーカーとチップメーカーに同時にライセンスするのは、非効率であって利益の減少につながるというQualcommの弁明は合理的かつ競争促進的な正当化理由であると認められるところ、FTCはこれを軽視している。

さらに決定的なのは、FTCはQualcommによる反競争的な弊害を立証しないまま、Qualcommが弁明した競争促進的な正当化理由の適否を検討していることである。FTCが先に反競争的弊害を立証しない限り、その正当化を行う立証責任はQualcommには転換されないことを認識していない。FTCは合理の原則の枠組みの下での最初の立証責任を果たしていないので、端末メーカーへのライセンスポリシーが競争促進的で正当であるとのQualcommの弁明に対して、裁判所はあまり批判的ではない。

FTCはBroadcom v. Qualcomm（米国、第3巡回区控訴裁、2007年）（以下、「Broadcom事件」）を取り上げ、標準化団体でのFRAND宣言によるライセンス義務の約束を破ることは競争法違反に達する可能性があることを指摘する。しかし、Broadcom事件で申し立てられた（この事件における被控訴人である）Qualcommの反競争的行為は、「競合するチップメーカーに特許権を行使せず、端末メーカーにライセンスしている」ということではなく、「意図的に標準化団体を欺いて、Qualcommの特許技術を標準規格として成立させた後で、同社以外のチップセットを使っている競合チップメーカーや顧客に「差別的に高い」ロイヤリティでライセンスしている」というものであった。

幾つかのアミカスブリーフが、契約法と特許法で解決すべき民間の紛争に競争法を適用することに警戒感を示していることも注目される。

要するに裁判所は、「企業は、取引の価格、条件と同様、取引相手を自由に選択することができる」とい

う原則に、Aspen Skiing事件とは別の例外を適用すべきだというFTCの主張には納得しない。FRAND条件でライセンスするという標準化団体での約束に違反しているとの主張については、たとえその違反があったとしても、シャーマン法2条に違反する反競争的行為に相当するとは言えない。

3. 3 高額なロイヤリティについての検討

(1) 合理性について

次に、裁判所は、(Qualcommが端末メーカーに課す)ロイヤリティを通じた競合チップメーカーに対する「反競争的追加料金」(anticompetitive surcharge)の強制について検討した。地裁によると、Qualcommの不当に高いロイヤリティは、競合チップメーカーの価格のコントロールを可能にする。なぜなら、端末メーカーが競合チップメーカーのモデムチップを使用する場合でも、Qualcommはロイヤリティを受け取るからである。端末メーカーの立場からすれば、モデムチップの「オールイン」価格には、(競合チップメーカー)の名目上のモデムチップ価格およびQualcommに支払うロイヤリティという追加料金の、2つの要素が事実上含まれていることになる。

地裁の判決のエッセンスは、Qualcommのロイヤリティについての次の認定を前提としている。

- ① 不当に高い。その理由は、「Qualcommの特許の公正な価値」ではなく、モデムチップ市場でのQualcommの独占的なシェアと端末価格に基づいているからである。
- ② 反競争的である。その理由は、端末メーカーのコストを上げ、端末メーカーは追加のコストを消費者に転嫁し、端末における他の機能への開発投資を減らすことを余儀なくされるからである。

裁判所は、地裁の「反競争的追加料金」理論は、反競争的弊害について説得力ある説明ができていないと考えた。その代わりに、特許損害賠償額の算定に関連する連邦巡回区法についての誤解に基づいて、競争法上の責任と特許法上の責任とを混同し、関連市場の範囲外にある「端末メーカーに対する反競争的な弊害」を不適切に考慮している。さらに、裁判所は、Qualcommのロイヤリティレートは不当であるという地裁の結論を受け入れたとしても、地裁の追加料金理論は、法律的にも論理的にも失当であると判断する。

第一の理由は、Qualcomm のロイヤリティレートは端末価格に基づくものであるから「不当」であるという地裁の決定は、LaserDynamics v. Quanta（米国，CAFC，2012年）の「特許の寄与率のルール」と最小販売可能特許実施単位（Smallest Salable Patent-Practicing Unit，以下、「SSPPU」）に関する規範を誤解しているからである。地裁は、「ロイヤリティは製品全体ではなく、SSPPUに基づくことが一般的に要求される」と述べている。しかし、携帯電話の中のモデムチップが携帯電話のSSPPUであることを認めたとしても、地裁の分析には根本的な不備がある。SSPPUの概念が「合理的なロイヤリティ」計算のための一般化されたルールであると判示した裁判はない。そうではなく、この概念は、陪審裁判において、特許の損害額についての専門家の複雑な証言を陪審が検討するとき、混乱を最小限にするためのツールとして使用されるものである。

第二の理由は、「不当なロイヤリティレート」とする地裁の結論が、ロイヤリティが特許の現在の本質的価値を正確に反映しておらず、他社の特許ポートフォリオのレートと一致していない限り、競争法の観点で「反競争的」とであると誤ってみなしていることである。地裁もFTCもこの提案を裏付ける判例法を提示していないが、これは競争法ではなく特許法の問題である。

第三の理由は、ロイヤリティレートと特許ポートフォリオの「公正な価値」との差が競争法上の「反競争的弊害」になると仮定しても、主たる弊害は、そのロイヤリティレートを支払うことに同意した端末メーカー（Qualcommの顧客）に対するものであって、競合チップメーカーに対するものではない。これらの弊害はモデムチップ市場である関連市場の「有効競争の領域」の外側にあり、これらの関連市場における競争に直接的な影響はない。

（2）「人為的な追加料金」について

Qualcommのロイヤリティレートに「合理性」があるにもかかわらず、これらのロイヤリティが競合チップメーカーのモデムチップ販売への「人為的な追加料金」（artificial surcharge）を構成するとの地裁の認定は誤りであった。地裁が追加料金理論に関して依拠した主たる事件はCaldera v. Microsoft（米国，連邦地裁，1999年）（以下、「Caldera事件」）である。この事件では、MicrosoftはOEM（パソコンメーカー）に対し「OEMが出荷した全てのマシンについて、そのマ

シンに搭載されているのがMicrosoftのOS（オペレーティング・システム）であるMS-DOSか他社のOSであるかにかかわらず、ロイヤリティを支払うこと」を要求した。Microsoftのポリシーは、最終製品にMicrosoft以外のOSがインストールされており、Microsoftの付加価値が含まれていない場合であっても、競合他社のOSに対して税金のようにロイヤリティを課すという「実際の排他性の効果」があり、この隠された追加料金は、Microsoftが独占性を確保するための関連する慣行と相まって、シャーマン法2条に違反する反競争的行為に達すると判示された。

Qualcommのロイヤリティは、Caldera事件で問題となったOSロイヤリティとはその性質が異なる。Qualcommが端末メーカーに必須特許をライセンスする場合、その必須特許は、端末メーカーが携帯電話を消費者に販売するためには必要不可欠であり、端末メーカーが使用するのがQualcommのモデムチップか、Qualcommの競合チップメーカーの製造・販売したモデムチップかは関係がない。また、Caldera事件において他社のOSを製品にインストールしたOEMが、実際に使用している他社のOSとインストールされていないMS-DOSの両方にロイヤリティを支払う必要があったのとは異なり、本裁判では、端末メーカーはQualcomm以外のモデムチップを使用した場合にライセンスを二重に支払うことはない。従って、Microsoftの商慣行とは異なり、Qualcommの商慣行には「実際の排他性の効果」がない。

また、FTCは、Qualcommのロイヤリティレートが競合チップメーカーの売上への反競争的な追加料金となるのは、Caldera事件における理由ではなく、むしろQualcommがロイヤリティを使って、自らのモデムチップには反競争的な超低価格を設定して、競合チップメーカーの利益を圧迫し、研究開発への必要な投資を妨げているからであると示唆している。しかしこの種の行為は、材料と完成品の両方を販売する垂直統合型の事業者が、原材料の価格を上昇させる一方で完成品の価格を比較的抑えることで完成品の市場において競争手を排除するもので、プライス・スクイズ（price squeeze）と呼ばれるものである。プライス・スクイズは、Pacific Bell Telephone Co. v. linkLine Comm.（米国，最高裁，2009年）において、略奪的価格設定（コストを下回る請求）でない限りは消費者に利益を与え競争を害することはないとして、

競争法上の責任の根拠として却下されている。

FTCはQualcommによる略奪的な価格設定の証拠を提出していないにも関わらず、地裁の分析は全体的に「Qualcommはモデムチップに独占価格を課している」とする正反対の命題を前提としている。地裁は、競合他社がCDMAモデムチップを市場に投入する時のみ、Qualcommは価格を引き下げたことを責めるが、これはまさに「法が奨励するごく普通の価格競争」であるとするQualcommの主張に、裁判所は同意する。

3. 4 「ノーライセンス、ノーチップス」ポリシーについての検討

FTCの「ノーライセンス、ノーチップス」ポリシーに関する分析は、端末メーカーに対する「反競争的弊害」、すなわち関連市場の範囲外への影響のみにほぼ焦点を当てている。

地裁は、Qualcommのポリシーを「端末メーカーに対する反競争的行為」、「特許ライセンス交渉における反競争的慣行」と呼んだ。しかし、このポリシーが競合チップメーカーにどのように直接的に影響を与えたか、「有効競争の領域」を歪めたかを明らかにしなかった。端末メーカー各社は一貫してQualcommの「ノーライセンス、ノーチップス」ポリシーを「業界で唯一」だと説明するが、反競争的弊害に関する説得力ある理論を明確に示すものはなかった。そうではなく、端末メーカーはモデムチップの購入先がQualcommか競合チップメーカーかに関わらず支払う必要がある（さもないとQualcommからの特許侵害訴訟のリスクがある）Qualcommのロイヤリティに異議を唱えているのである。

さらに、端末メーカーは、仲裁請求、交渉、別のチップメーカーへの切替えの脅し、および競争法訴訟の脅威または提起により、Qualcommの価格設定を「てなずける」ことにある程度成功しているようである。端末メーカーは、より安価なモデムチップの選択肢を他でも探し続ける活動によって、Qualcommを牽制し、Qualcommと和解やライセンス契約およびモデムチップ供給契約の再交渉などの機会を獲得することもあった。また、Appleが2014年に主要チップメーカーをIntelに変更した事実は、Qualcommの「ノーライセンス、ノーチップス」ポリシーが、モデムチップ市場において競争を排除していないことを示

している。

FTCによると「ノーライセンス、ノーチップス」ポリシーの問題点は、「Qualcommは、AppleやSamsungのような端末メーカーに対しては、たとえ競合チップメーカーのモデムチップを使っている携帯電話であっても、端末メーカーが電話一台毎の追加料金を支払うことを要求するライセンスに同意しない限り、モデムチップの販売をしない」ことであると主張されている。この主張は自己矛盾している。Qualcommのチップ供給へのアクセスを得るために課される条件（すなわちライセンスを取得すること）が、端末メーカーがQualcommと競合チップメーカーのどちらを選択するかに関係なく適用される場合（これがQualcommのポリシーの本質）、その条件は定義上「有効競争の領域」を歪めたり、競合チップメーカーに影響を与えたりすることはない。最悪でも、このポリシーは、端末メーカーがどのチップメーカーからモデムチップを調達するかに関係なく、モデムチップに支払わなければならないオールイン価格（チップ価格+ライセンスロイヤリティ）を引き上げるものである。既に議論したように、オールイン価格が合理的か不合理かは、競争法ではなく特許法上の問題である。さらに、これはQualcommの競合チップメーカーではなく、顧客に対する潜在的な弊害であるので、関連市場の範囲外にある。

一方、裁判所は、ロイヤリティが正当な理由を次のように示すことができる。シャーマン法もその他の法令も、Qualcommが、①モデムチップの販売と独立して必須特許をライセンスしロイヤリティを徴収すること、②モデムチップの顧客の基礎としてライセンスを受けた端末メーカーに限定すること、を禁止しない。先に述べたとおり「原則として企業は、取引の価格、条件だけでなく、取引相手を自由に選択することができる」。実際、FTCも「Qualcommは、競合チップメーカーのモデムチップで実施される特許を保有しており」「ロイヤリティを徴収する権利がある」と認めている。

加えて、地裁の「ノーライセンス、ノーチップス」という批判は、このポリシーをQualcommがモデムチップ購入を条件にして必須特許をライセンスするかのように真逆に扱っている。もし、端末メーカーが最初にQualcommモデムチップの購入に同意しない限り、Qualcommが端末メーカーへの必須特許ライセ

ンスを拒否したのであれば（「ノーチップス、ノーライセンス」）、競合チップメーカーは、排他的行為に基づき、シャーマン法1条、2条に基づく競争法上の権利を主張する可能性がある。しかし、仮定的な「ノーチップス、ノーライセンス」ポリシーとは異なり、「ノーライセンス、ノーチップス」はチップ・ニュートラルであり、端末メーカーがQualcommのモデムチップを買うか、競合チップメーカーのモデムチップを買うかによる違いはない。このポリシーでは、端末メーカーがどのチップメーカーを選択しても、携帯電話の他の部品と同様にモデムチップに組み込まれている特許技術のライセンスに対して端末メーカーがQualcommに支払うことだけを求めており、競合チップメーカーに影響を与えたりすることはない。

3. 5 Apple との「独占契約」についての検討

引き続き、裁判所は、2011年から2015年にQualcommがシャーマン法の1条、2条に違反して、Appleと「独占契約」を締結し、「CDMA モデムチップ市場の大きなシェアを奪った」とする地裁の事実認定について検討した。Qualcommは、Appleとの契約は「ボリューム・ディスカウント契約であって、排他的取引契約ではない」と主張する。排他的取引契約とは異なり、「ボリューム・ディスカウント契約は、競争法上合法である。」「なぜなら、消費者が他のサービスを利用することをその契約は妨げない」。同様に、「需要の大部分をその企業から購入する顧客へ大幅なディスカウント」を提供する条件付契約は、「他の売り手からの特定の商品の購入を妨げない限り、」現実上または実際上、排他的な取引の取決めではないからである。

地裁は、Appleとの契約はボリューム・ディスカウント契約ではなく、「事実上の独占取引」であって、「Appleに需要の相当量をQualcommから購入するよう強要し」、それによって「CDMA モデムチップ市場における「競争を実質的に排除した」と結論づけた。

記録によれば、関連する期間（2011年から2015年）において、QualcommがAppleとの契約に関して直面した唯一の強敵はIntelであった。Intelは、AppleがQualcommと2013年の契約を結ぶ前に、モデムチップの調達先として検討していた企業である。地裁は、他には特定の競合企業がQualcommのAppleとの契約によって影響を受けた事実を認定していない。Appleの技術チームが、モデムチップの代替サプライ

ヤーとしてIntelを選ぶことを強く推奨し、その翌年の2014年に、IntelがAppleのビジネスを勝ち取ったことには議論の余地がない。地裁は「Qualcommの独占契約」のため、「IntelがAppleにモデムチップを販売できるのが2016年9月まで遅れた」と認定した。ところが、記録には、2014年-2015年以前にIntelがQualcommの有力な競争相手だったことや、2013年の契約のせいでAppleのCDMAモデムチップのIntelへの移行が1年以上遅れたことを示す証拠はない。これらの事実から、裁判所は、QualcommとAppleとの2011年および2013年の契約はCDMAモデムチップ市場における競争を実質的に排除するような現実上または実際上の効果はなかったと判断する。

さらに、「原則として過去の不正に差止命令を出すことはできない」。すなわち、差止命令は将来効であるため、不正行為が継続しているか、再発するおそれがある場合にのみ発される。たとえAppleとの契約が、関連市場における競争を実質的に排除する独占取引契約であるとの地裁の判断に同意したとしても、これらの契約が現在または将来の反競争的弊害の脅威をもたらさないことは明白である。

4. 判決

裁判所は、次のとおり判決した。反競争的行為は、連邦競争法の下では違法である。超競争的行為はそうではない。Qualcommは、長年にわたり3Gおよび4Gのモデムチップ市場を支配しており、その商慣行は、より広い携帯電話および技術市場においても、強力で破壊的な役割を果たしてきた。

裁判所の責務は、Qualcommの成功を許したり罰したりすることではなく、FTCが合理の原則の下で、Qualcommの慣行が「不正に競争自体を破壊する傾向がある行為」へと一線を越えたことを立証する責任を果たしたかどうかを評価することである。その結論として、FTCはこの責任を果たしていないと判断した。

第一の理由は、Qualcommは、競合するチップメーカーに必須特許をライセンスする競争法上の義務を負っておらず、Qualcommが必須特許を端末メーカーにのみライセンスするという慣行は、シャーマン法2条に違反する反競争的行為には達していないからである。また、たとえQualcommがFRAND宣言によるライセンス義務に違反していたとしても、その違反に対する救済は契約法および特許法にある。第二の理由

は、Qualcomm のロイヤリティと「ノーライセンス、ノーチップス」ポリシーは、競合チップメーカーのモデムチップの販売に反競争的な追加料金を課すものではない。Qualcomm のビジネスモデルのこうした側面はむしろ「チップメーカー・ニュートラル」であり、関連市場における競争を阻害するものではない。第三の理由は、Qualcomm の Apple との 2011 年および 2013 年の契約は、CDMA モデムチップ市場における競争を実質的に排除するという現実上または実際上の効果をもたらしていない。さらにこれらの契約は数年前に Apple 自身によって解除されており、もはや禁止するものではない。従って、裁判所は、地裁の判決を破棄し、地裁の差止命令と略式判決の一部を取り消した。

5. おわりに

Qualcomm の「ノーライセンス・ノーチップス」ポリシーに基づくモデムチップの販売と特許ライセンスの一連の商慣行が反競争法的行為であるとして

FTC が訴えていた事件について、第 9 巡回区控訴裁判所での控訴審判決の全貌について説明した。本稿の執筆中、FTC は控訴審判決に対して第 9 巡回区控訴裁判所の大合議での再審理を請求したが、同裁判所はこれを棄却したとの情報に接した。最高裁判所への上告を含めて、FTC の今後の動きが注目される。本稿が、Qualcomm の「ノーライセンス・ノーチップス」ポリシーに基づく活動について関心ある読者の参考になれば幸甚である。本稿をまとめるにあたって次世代パテントプラットフォーム研究会のメンバーのご助言をいただいた。ここに感謝申し上げる。

(参考文献)

- (1) Federal Trade Commission v. Qualcomm Incorporated, Case No.5:17-cv-00220-LHK, (N.D. Cal. May 21, 2019)
- (2) Federal Trade Commission v. Qualcomm Incorporated, Case No.19-16122 (9th Cir. Aug. 11, 2020)

(原稿受領 2020.10.5)